



優越的地位濫用事件タスクフォース における活動状況について

平成26年12月2日
独占禁止懇話会

審査局管理企画課
上席審査専門官

【独占禁止法第2条第9項第5号】

- 取引上の地位が相手方に優越している者が、取引の相手方に対して、正常な商慣習に照らして不当に、以下の行為をすること。
 - ・ 取引の対象である商品又は役務以外の商品等を購入させること
 - ・ 金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
 - ・ 受領拒否、返品、支払遅延、減額、その他取引条件の不利益設定等（取引の対価の一方的決定、やり直しの要請、その他）

- 規制の趣旨
 - ・ 取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
 - ・ 取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

→ 公正な競争を阻害するおそれ

2. 「優越的地位」とは



乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙が受け入れざるを得ない場合
→ 甲が乙に対して「優越的地位」にある

優越的地位の有無の判断のための考慮要素

- ① 乙の甲に対する取引依存度(=乙の甲に対する売上高÷乙全体の売上高)
→ 乙の甲に対する取引依存度が大きい場合には、甲は優越的地位にあると認められやすい。
- ② 甲の市場における地位
 - ・ 甲の市場におけるシェアの大きさ、その順位等→ 甲のシェアが大きい場合又はその順位が高い場合には、甲は優越的地位にあると認められやすい。
- ③ 乙にとっての取引先変更の可能性
 - ・ 他の事業者との取引開始や取引拡大の可能性、甲との取引に関連して行った投資等→ 他の事業者との取引を開始若しくは拡大することが困難である又は甲との取引に関連して多額の投資を行っている場合には、甲は優越的地位にあると認められやすい。
- ④ その他甲と取引することの必要性を示す具体的事実
 - ・ 甲との取引の額、甲の今後の成長可能性、取引の対象となる商品等の重要性、甲と取引することによる信用の確保、甲と乙の事業規模の相違等→ 甲との取引の額が大きい、甲の事業規模が拡大している等の場合には、甲は優越的地位にあると認められやすい。

これらを総合的に考慮して優越的地位の有無を判断

○ 「正常な商慣習」とは

- 公正な競争秩序の維持・促進の立場から是認されるもの
- したがって、現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはならない

- 公正な競争を阻害するおそれがあると認められやすい場合
 - 不利益の程度，行為の広がり等を考慮して，個別の事案ごとに判断されるが，例えば，①多数の取引の相手方に対して組織的に不利益を与える場合，②特定の取引の相手方に対してしか不利益を与えていないときであっても，その不利益の程度が強い，又は，その行為を放置すれば他に波及するおそれがある場合

【優越的地位の濫用になり得る行為類型】

- **独占禁止法第2条第9項第5号イ**
 - 購入・利用強制

- **独占禁止法第2条第9項第5号ロ**
 - 協賛金等の負担の要請
 - 従業員等の派遣の要請
 - その他の経済上の利益の提供の要請

- **独占禁止法第2条第9項第5号ハ**
 - 受領拒否 ▪ 返品 ▪ 支払遅延 ▪ 減額
 - その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等
（取引の対価の一方的決定，やり直しの要請，その他）

➤ 業種別特殊指定

- 「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（物流特殊指定 平成16年公正取引委員会告示第1号）
- 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（大規模小売業告示 平成17年公正取引委員会告示第11号）

➤ ガイドライン等

⇒法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性を高めるため

- 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年公正取引委員会）
- 「『大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法』の運用基準」（平成17年事務総長通達第9号）

等

□ 平成21年独占禁止法改正により、一定の条件を満たす場合には、課徴金納付命令の対象

- 排除措置命令・課徴金納付命令 (課徴金額)
 - ・ (株)山陽マルナカに対する件 (2億2216万円) (平成23年 6月22日)
 - ・ 日本トイザラス(株)に対する件 (3億6908万円) (平成23年12月13日)
 - ・ (株)エディオンに対する件 (40億4796万円) (平成24年 2月16日)
 - ・ (株)ラルズに対する件 (12億8713万円) (平成25年 7月 3日)
 - ・ ダイレックス(株)に対する件 (12億7416万円) (平成26年 6月 5日)

【参考】下請法との関係

➤ 下請法とは

- 下請法は、特に下請取引という業態に注目し、親事業者の下請事業者に対する取引を公正にし、下請事業者の利益を保護
- 親事業者による受領拒否、下請代金の支払遅延・減額、返品、買ったたき等の行為を規制

➤ 優越的地位の濫用規制との違い

- 下請法は、
 - ① 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託を対象
 - ② 親事業者と下請事業者を資本金区分により判断
- 優越的地位の濫用規制は、取引依存度、市場における地位、取引先変更の可能性、取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮して「優越的地位」にあるかを判断

□ 優越的地位濫用事件タスクフォースの発足

- 公正取引委員会は、平成21年11月、厳しい経済状況において、特に取引先大企業との間で不当なしわ寄せを受けやすい中小事業者全般について、取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者取引公正化推進プログラム」を実施

- 「中小事業者取引公正化推進プログラムの実施について」（平成21年11月18日 公正取引委員会）（抄）
 - 第1 中小事業者の立場に立った相談・広報
 - 第2 大企業・親事業者のコンプライアンスの推進
 - 第3 下請取引以外の中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野に係る特別調査
 - 第4 違反行為に対する重点的かつ効率的な処理
 - 1 優越的地位濫用事件タスクフォースの設置

優越的地位の濫用に係る情報に接した場合に、その調査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的として、「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置する。

□ 優越タスクフォースによる注意

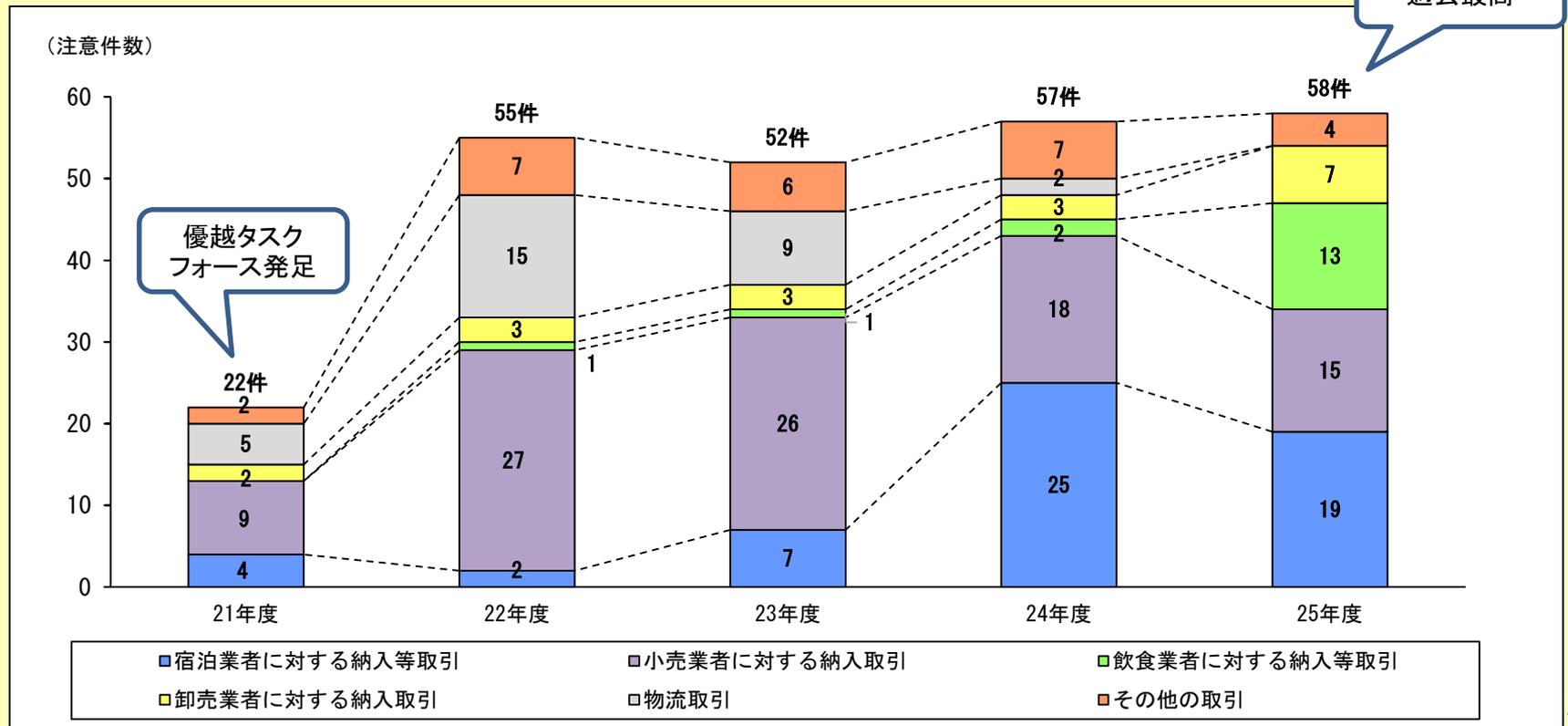
- 効率的かつ効果的に処理
 - ✓ 優越的地位の濫用事件を専門的に扱う
 - ✓ 全国の事案を集約
 - ✓ 直接出向いて面前で調査，説明

- 注意した具体的な事例を公表
 - ✓ 未然防止の観点
 - ✓ 取引形態・行為類型別に記載

□ 注意の件数, 内容等

- 平成25年度においては, これまでの優越的地位の濫用に係る注意件数として過去最高の58件の注意
- 取引形態別にみた場合, 毎年度, 小売業者に対する納入取引が多い

【図 注意の件数及び内容】



□ 注意事案の行為類型

- 平成25年度までの3年間に優越タスクフォースにおいて注意を行った事案を行為類型別にみた場合、「購入・利用強制」が最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」, 「従業員等の派遣の要請」が多い
- 取引形態別にみると、行われやすい行為類型に傾向がみられる

【表：平成23年度から平成25年度までの注意事案の行為類型一覧（合計）】（単位：件）

取引形態 行為類型	宿泊業者 に対する 納入等取引	小売業者 に対する 納入取引	飲食業者 に対する 納入等取引	卸売業者 に対する 納入取引	物流取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	49	20	15	4	3	9	100
協賛金等の負担の 要請	11	40	2	9	2	8	72
従業員等の派遣の 要請	1	46	0	6	0	7	60
その他の経済上の 利益の提供の要請	7	5	2	0	0	1	15
受領拒否	0	0	0	0	0	0	0
返品	0	20	3	1	0	0	24
支払遅延	1	3	0	1	2	0	7
減額	2	12	0	1	7	0	22
取引の対価の一方 的決定	1	2	1	0	0	1	5
やり直しの要請	0	0	0	0	1	0	1
その他	0	0	0	0	1	0	1

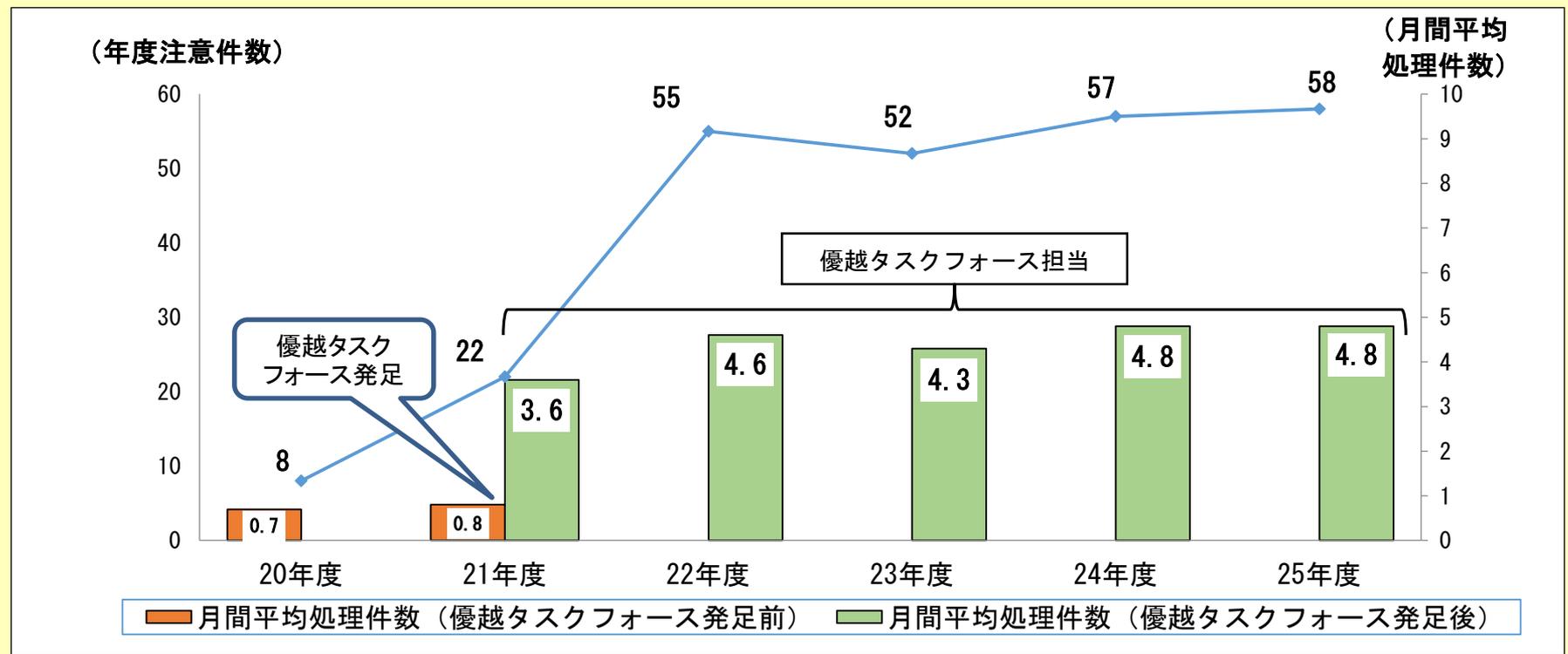
(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるので、注意件数と行為類型の内訳の合計数とは一致しない。

□ 効率的な処理

(1) 注意件数の増加

- ✓ 注意件数は、平成21年度の優越タスクフォース発足後、増加し、平成22年度以降、55件程度で推移
- ✓ 月間平均処理件数でも、優越タスクフォース発足前は月1件に満たなかったものが、発足後は3.6件と大幅に増加。平成22年度以降は4件以上

【図：年度別注意件数等の推移】

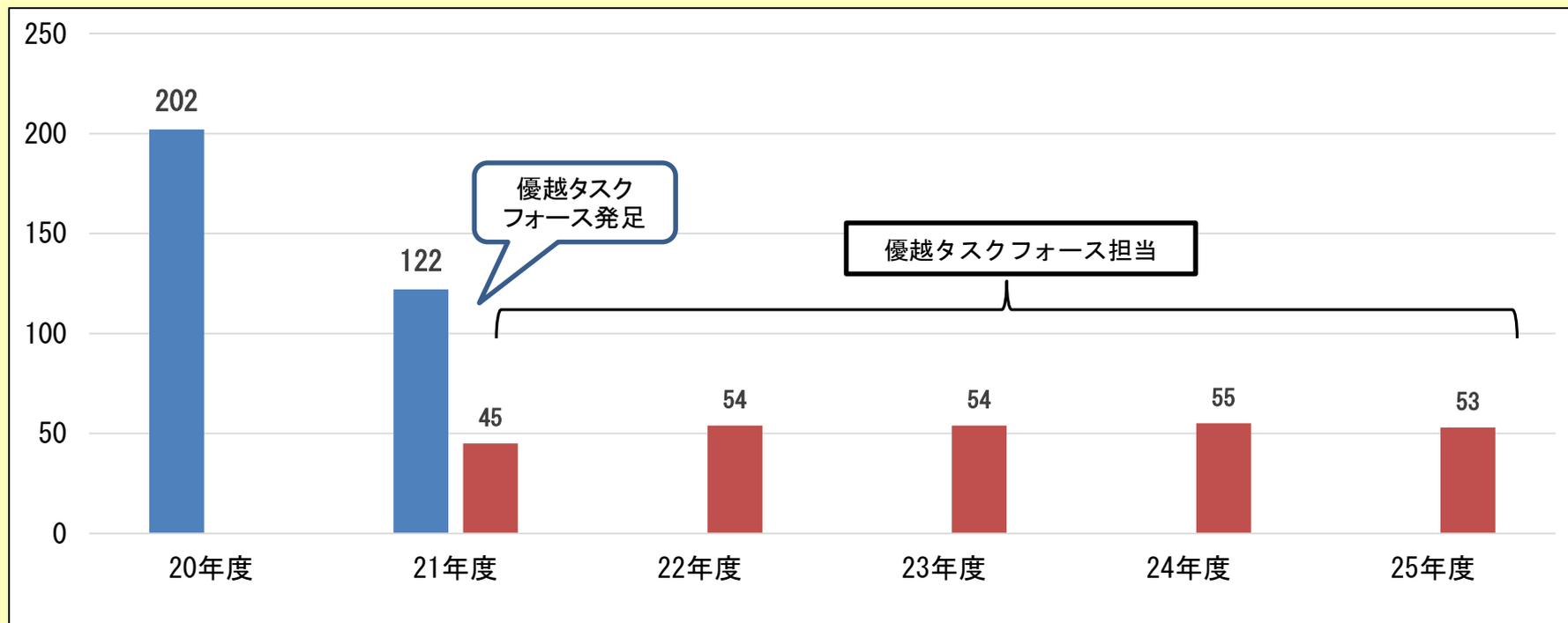


□ 効率的な処理

(2) 処理の迅速化

- ✓ 注意した事案の平均処理期間は、平成21年度は、優越タスクフォース発足前は約122日であったのに比べ、発足後は約45日。発足前に比べて77日間と、大幅に短縮
- ✓ 平成22年度以降、平均して55日程度で推移

【図 年度別平均処理期間の推移】



□ 効果的な処理

✓ 調査の手法

➤ 優越的地位の濫用行為が疑われる事案全てに対して関係事業者の事務所に直接出向いて調査

- 関係事業者の事務所又は関係事業者を公正取引委員会に招致した上で注意
- 注意する際には、優越的地位の濫用行為の規制の趣旨，目的等について，具体的かつ詳細に説明
- 注意に至らない事案についても，優越的地位の濫用行為の規制の趣旨，目的等について，具体的かつ詳細に説明することにより，違反行為の未然防止に努める

□ 効果的な処理

➤ 注意した具体的な事例を公表

(「平成25年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」
別紙(平成26年5月28日公表))

別紙

優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 宿泊業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 宿泊業を営むAは、取引関係に影響を及ぼし得る取引担当者から取引先事業者に対し、Aの運営するホテルで利用できる食事券やホテルで開催されるディナーショーのチケットの購入を要請していた。
- (2) 宿泊業を営むBは、取引関係に影響を及ぼし得る担当取引者から取引先事業者に対し、Bの運営するホテルにおいて開催されるディナーショーのチケットについて、一般販売後に売れ残ったものを、購入枚数を指定した上で購入を要請していた。
- (3) 宿泊業を営むCは、取引先事業者に対し、Cの運営するホテルで開催されるディナーショーのチケットについて、取引先事業者ごとの販売目標枚数を定め、当該目標枚数のチケットを送付した上で、購入を要請していた。

□ 効果的な処理

関係事業者が、自主的に、速やかに改善し、再発防止に努める旨を文書で報告

✓ 関係事業者による自主的な改善①

➤ 購入・利用強制について

取引先事業者に対し、取引関係に影響のある者からお節料理等の購入を要請していたが、今後、取引先事業者に対しては、案内状の配布を含めお節料理等の購入要請は行わないこととした(宿泊業)

➤ 協賛金等の提供要請について

取引先事業者に対し、算出根拠、用途等を明確にすることなく協賛金の負担を要請していたが、今後、取引先事業者に対して協賛金の負担を要請する場合は、協賛金の用途、協賛金額の算出根拠、取引先業者にとってのメリットを明確に示すこととした(宿泊業)

➤ 従業員等の派遣要請について

取引先納入業者に対し、店舗改装の際に、他社商品を含む陳列作業について費用を負担せずに従業員等を派遣するよう要請していたが、今後、取引先納入業者に従業員等の派遣を要請する場合は、事前に業務内容、労働時間等の派遣条件について合意を得るとともに、派遣に通常必要となる費用を負担することとした(小売業)

➤ 減額について

取引先納入業者に対し、閉店時の売切りセールスの値引き額の補填として納入代金を減額していたが、今後、同セールスを行う際は、自社の負担で行うこととした(小売業)

□ 効果的な処理

✓ 関係事業者による自主的な改善②

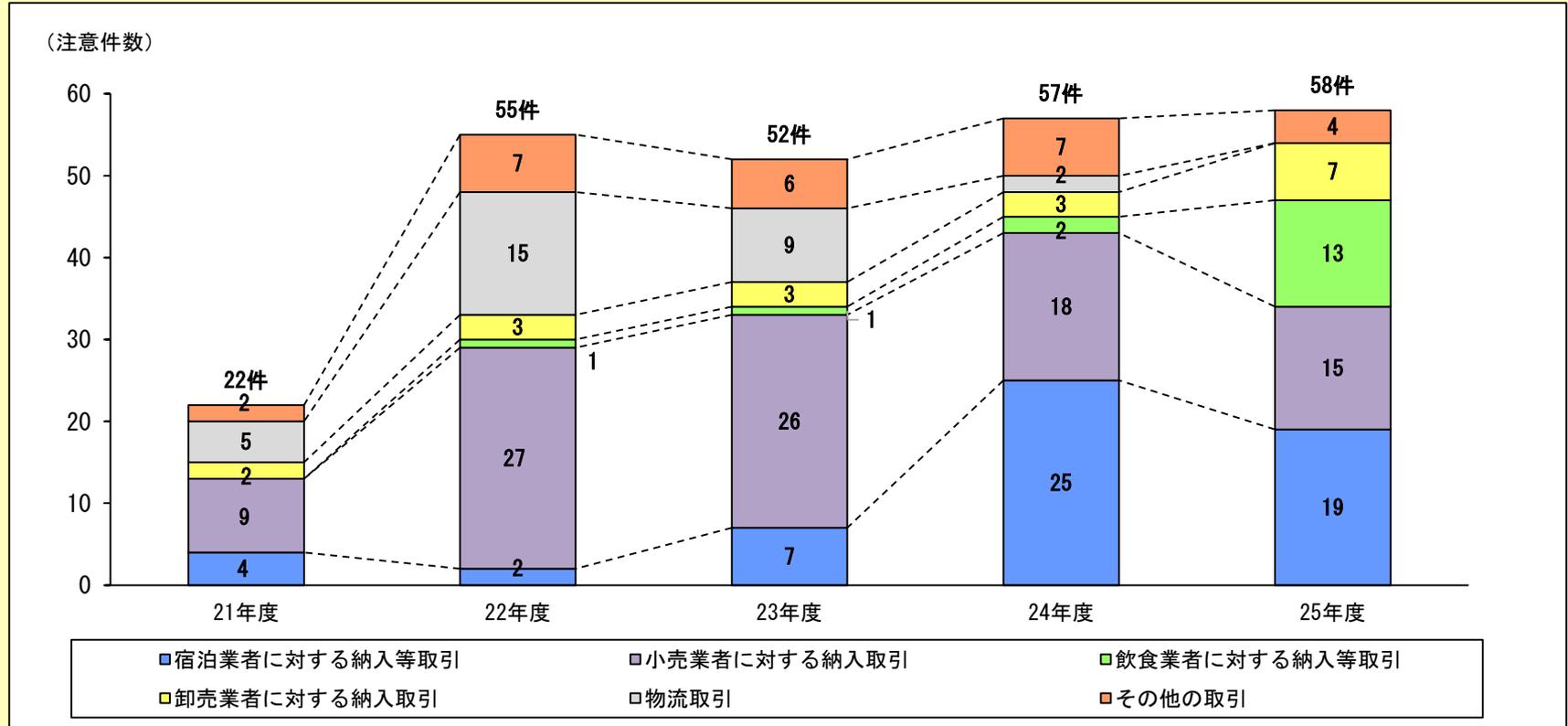
➤ 返品について

取引先納入業者に対し、店舗の閉店時等に売れ残り品の返品を受けよう要請していたが、今後、商品の購入に当たり事前に合意した返品条件に基づいて返品することとし、事前に合意した返品条件に基づかず返品を行う場合には、あらかじめ納入業者の同意を得て、かつ返品に伴い納入業者に生じた費用を負担することとした（小売業）

➤ コンプライアンス体制について

- 社内において、社長、常勤監査役等をメンバーとする公正取引推進のための委員会を設置して、今後、独占禁止法の遵守を推進し、同法に抵触するような事態が生じないように、社内の独占禁止法上の優越的地位の濫用の防止に関するガイドライン等の運用の見直しについての検討を行うこととした（宿泊業）
- 全従業員に対し、優越的地位の濫用規制を内容とするDVD等を使用して勉強会を開催したほか、今後、半年に一度、社員教育のため、優越的地位の濫用に係る勉強会等を実施していくこととした（繊維等卸売業）

【図 注意の件数及び内容】（再掲）



⇒今後とも、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・是正に努めるとともに、独占禁止法に違反する事実が認められた場合には厳正に対処する。